



東日本ユニオンにいがた

http://niigatachihon.yukigesho.com/

長岡運輸区における相互運用の考えは？

申2号「長岡営業統括センターにおける柔軟な働き方の実現について」に対する申し入れ②

新潟地本は7月19日に団体交渉を行い、「長岡営業統括センターにおける柔軟な働き方の実現について」の提案を受けました。

提案の中において、運輸区における相互運用について触れられたことから、多くの疑問や不安の声が新潟地本に寄せられました。申2号では、相互運用に関して10項目にわたり説明を求めました。

乗務員の相互運用における具体的な取扱いとは？

33. 長岡運輸区における相互運用について以下の考え方を明らかにすること。

① 相互運用を行う対象者

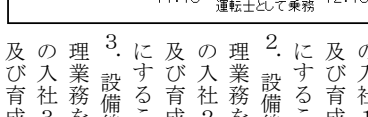
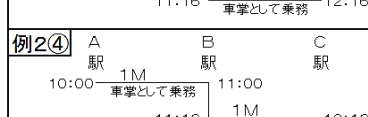
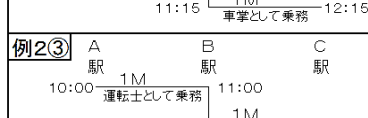
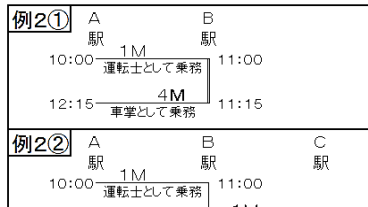
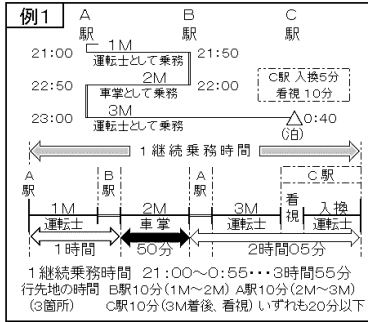
② エルダー社員の運用

34. 相互運用における貸与品(カバン、コート、時計)についての考え方を明らかにすること。

35. 混み行路において、税金やPOSを運転士で乗務する際の保管等について明らかにすること。

36. 1行路で運転士業務と車掌業務を行う混み行路を運用する考えはあるのか明らかにすること。

37. 運転士・車掌の混み行路は、運転士行路の一部で車掌業務を行うことなのか、車掌行路の一部で運転士業務を行うことなのか明らかにすること。



① この場合は乗務可能であるか。

② 乗務員都合やダイヤが乱れで、急遽B駅から2Mを運転士として乗務させることはあるか。

③ B駅での停車時間(1M)2M、10分間と、A駅での停車時間(2M)3M、10分間、及びC駅での監視時間の10分間

は、運転士としての「行先地の時間」と考え、1継続乗務時間としての考えで良いか。

④ 1Mから3MのC駅入換までの1継続乗務時間の中で、運転士としての継続乗務時間は累計されるのか。

⑤ この行路の1勤務の労働時間Aの限度は、深夜帯の乗務時間を累計

して14時間で良いか。

41. 運転士・車掌の混み行路での行先地の時間は、一部でも運転士として乗務した場合は全て「運転士」として乗務する場

合」の適用になるのか明らかにすること。

42. 運転士・車掌の混み行路で15分以内及び16分以上の「折り返し運用」「段落とし運用」に対する乗務員手当「時間額」の考え方を明らかにすること。(別紙 例2の運用行路参照)

① 往路を運転士として乗務し、終着駅(B駅)の行先地の時間が15分で、復路を車掌として折り返し乗務する場合の時間額。

② 1個列車で途中駅(B駅)まで運転士として乗務し、段落として終着駅(C駅)まで車掌として



乗務する場合の、B駅での停車時間が15分の場合の時間額。

申3号 組織再編に伴う設備システムの体制見直し 詳細を求めて第2次申し入れを提出

新潟地本は今年4月に提案を受けた「組織再編に伴う設備システムの体制見直しについて」に対し、申18号を申し入れ新潟支社と議論を行いました。

入社から7年で一人前とする育成過程や権限移譲の内容など、団体交渉時点で明確になっていない事柄があることから新潟地本は、施策実施前までに整理すべき点について申3号「組織再編に伴う設備システムの体制見直しについて」に対する第2次申し入れとして9月9日に新潟支社に提出しました。

③ 1個列車で途中駅(B駅)まで運転士として乗務し、段落として終着駅(C駅)まで車掌として乗務する場合の、B駅での停車時間が16分の場合の時間額。

④ 1個列車で途中駅(B駅)まで車掌として乗務し、段落として終着駅(C駅)まで運転士として乗務する場合の、B駅での停車時間が16分の場合の時間額。

⑤ 設備線路技術、設備管理業務を確実にするための入社1年目の到達目標及び育成プランを明らかにすること。

⑥ 設備線路技術、設備管理業務を確実にするための入社2年目の到達目標及び育成プランを明らかにすること。

⑦ 設備線路技術、設備管理業務を確実にするための入社3年目の到達目標及び育成プランを明らかにすること。

⑧ 設備線路技術、設備管理業務を確実にするための入社4年目の到達目標及び育成プランを明らかにすること。

⑨ 設備線路技術、設備管理業務を確実にするための入社5年目の到達目標及び育成プランを明らかにすること。

⑩ 設備線路技術、設備管理業務を確実にするための入社6年目の到達目標及び育成プランを明らかにすること。

⑪ 設備線路技術、設備管理業務を確実にするための入社7年目の到達目標及び育成プランを明らかにすること。

⑫ 設備線路技術、設備管理業務を確実にするための入社8年目の到達目標及び育成プランを明らかにすること。



⑦. 設備線路技術、設備管理業務を確実にするための入社7年目の到達目標及び育成プランを明らかにすること。

⑧. 現業機関の設備技術センター、及び保線技術センターの権限移譲について以下の内容別に明らかにすること。

① 支社長決裁の範囲

② 設備部長決裁の範囲

③ 所長決裁の範囲

④ 副所長決裁の範囲

⑤. 現業機関に「権限移譲」する事で、どのようにスピード感を持って判断できるようになるのか具体的に明らかにすること。

⑥. 施策実施以降、変更となるマニュアルの内容を全て明らかにすること。

⑦. 設備線路技術、設備管理業務を確実にするための、適切な要員を配置すること。

⑧. 技術力の維持・向上を目的とした「育成出向」については、本人希望を尊重した上で行うこと。